

普段の生活の中に潜む、消費者トラブルのあれこれ…。
後で後悔しないよう、しっかり学んで「消費者力」をアップしよう!!



目指せ! 消費者力アップ

消費者トラブル回避術

六ノ巻



開運商法

「これを身につければ願い(恋愛・健康・金運など)が叶う」と魅力的な宣伝文句で雑誌やインターネットで販売される開運アイテム。そんな高いものではないので、つい手出してしまいがち。しかし、これがトラブルの始まりだ。

通信販売で数珠やブレスレットなどを購入し、商品が届くと使い方を説明するので連絡するように書いてあることがある。その通りに

レットなどを購入し、商品が届くと使い方を説明するので連絡するように書いてある。その通りに

すると「悪霊がついている」「祈祷が必要」などと言われ、高い場合は数百万円を払われるケースも発生している。また、訪問してきた業者が「姓名判断」をして不安を煽り、高い印鑑などを売りつけるケースもある。これらは「開運商法」と呼ばれる商法だ。

恋愛・健康・金運アップを謳い アイテム購入を勧める「開運商法」

消費生活相談窓口に寄せられた 「開運商法」に関する相談事例

相談者／女性

相談内容／雑誌広告を見て買った開運ブレスレットだが効果がなく、「2週間で効果がなければ連絡を」の宣伝文句の通り連絡すると、邪念を取るので300万円振り込むように言われ、お金がないので60万円振り込んだ。すると新たなパワーストーンが届いたが、何ら効果がなく、騙されたと思った。

相談者／男性

相談内容／雑誌広告を見て、開運のパワーストーンを購入した。その後、「無料で鑑定するので写メールで顔写真を送るよう」と連絡があり、送った。すると、「悪い霊がついているので、もっとパワーのある石を購入するように」と言われた。とても腹立たしい。

お金を払つたり商品を買つただけで 運気が良くなることはない!



人にはそれぞれ悩みがあり、「神頼み」したことは多々ある。「願いが叶う」「素敵な恋人がすぐに見つかる」「お金持ちになれる」といった広告には、ついつい心が動きがち。安価な開運アイテムの購入が、莫大な出費に繋がることもある。軽い気持ちで無料の占いサイトに登録すると、開運グッズの勧誘が頻繁に来るようになつたり、「相談・鑑定無料」といった謳い文句に鑑定をたのんだ結果、高額な祈祷手口が増加している。

トラブルにならないためには、開運アイテムを購入したり、祈祷をお金を払つただけで、運気が良くなつたり、トラブルにならないためには、開運アイテムを購入したり、祈祷をお金を払つただけで、運気が良くなつたり、祈祷が頻繁に来るようになつたり、「相談・鑑定無料」といった謳い文句に鑑定をたのんだ結果、高額な祈祷手口が増加している。



広島県の相談窓口／広島県生活センター

〒730-8511 広島市中区基町10-52 <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/life/1/4/>

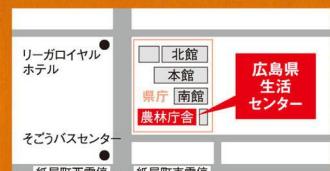
消費生活相談 ☎ 082-223-6111…商品・サービスに関するトラブル、不当・架空請求など

県民相談 ☎ 082-223-8811…相続・遺言・結婚・離婚・交通事故・多重債務問題など

受付時間：月曜～金曜（祝日、年末年始を除く）9時～16時（12時～13時は休み）

消費者啓発動画配信中！ <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/videopaneru/>

消費者ホットライン 守ろうよ みんなを! 消費者ホットラインの概要については消費者庁のホームページをご覧下さい。
☎ 0570-064-370 <http://www.caa.go.jp/region/pdf/120418hotline.pdf>



県、市町の
相談窓口情報は
携帯電話からも
見られます！

●最寄駅
電車：紙屋町東電停
バス：紙屋町西電停
アストラム：紙屋町前駅

